

蓮田白岡衛生組合マスコットキャラクター「げんちゃん」使用取扱要綱

平成27年8月26日

要綱第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、蓮田白岡衛生組合マスコットキャラクター「げんちゃん」（以下「マスコットキャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「マスコットキャラクター」とは、蓮田白岡衛生組合（以下「組合」という。）が定めた組合マスコットキャラクター「げんちゃん」の基本デザイン（別記）及び蓮田白岡衛生組合管理者（以下「管理者」という。）が承認した展開デザインのことをいう。

(使用できる者)

第3条 営利を目的とする場合を除き、何人もマスコットキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 組合の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業に該当するとき。

- (6) その他、マスコットキャラクターの使用について著しく不適当であると管理者が認めたとき。

(使用申請)

第4条 営利を目的としてマスコットキャラクターを使用する場合には、あらかじめ蓮田白岡衛生組合マスコットキャラクター使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 マスコットキャラクターの立体物を製作する場合には、営利を目的としない場合であっても、前項の承認を受けなければならない。

3 管理者は、前2項の承認は、その申請内容を審査し、適當と認める場合は、マスコットキャラクターの使用を承認する。なお、使用期間は最長2年間とし、超える場合は再申請しなければならない。

4 前項の承認は、蓮田白岡衛生組合マスコットキャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行い、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第5条 マスコットキャラクターの使用は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 マスコットキャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(2) 展開デザインを使用する場合には、第4条第1項に規定する申請書と併せて管理者の承認を受けなければならない。

(3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、管理者が認めた場合はこの限りでない。

(4) 「蓮田白岡衛生組合マスコットキャラクター『げんちゃん』」との表記を付すこと（別記「使用例」参照）。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「蓮田白岡衛生組合『げんちゃん』」等の表記をもって代えることができる。なお、管理者が認めた場合はこの限りでない。

2 マスコットキャラクターの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、承認された内容を遵守すること。

(承認内容の変更)

第7条 マスコットキャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、蓮田白岡衛生組合マスコットキャラクター使用変更申請書（様式第3号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、蓮田白岡衛生組合マスコットキャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(違反等に対する取扱い)

第8条 マスコットキャラクターを使用している者（使用承認を受けた者を除く。）が、第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、管理者はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用している者はただちに、その請求等に従わなければならない。

2 マスコットキャラクターの使用承認を受けた者が、第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

3 前2項の行為を行った使用している者又は使用承認を受けた者は、これにより組合に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第9条 使用承認を受けた者は、その権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

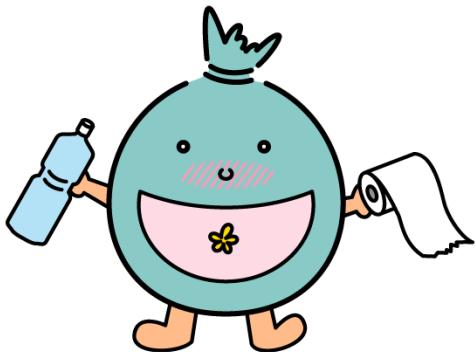
第10条 この要綱に定めるもののほか、マスコットキャラクターの取扱いに係る必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

別記（第2条及び第6条関係）

基本デザイン及び使用例



蓮田白岡衛生組合マスコットキャラクター
「げんちゃん」

様式第1号（第4条関係）

蓮田白岡衛生組合マスコットキャラクター使用申請書

令和 年 月 日

蓮田白岡衛生組合管理者宛て

申請者 住所

氏名

印

(法人の場合、事業所の所在地、名称及び代表者氏名)

蓮田白岡衛生組合マスコットキャラクターを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 使用目的及び使用方法

2 使用期間（最長2年間とし、超える場合は再申請しなければならない）

年 月 日から 年 月 日まで

3 連絡先（担当者、電話番号）

4 添付書類

企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

様式第2号（第4条、第7条関係）

蓮田白岡衛生組合マスコットキャラクター使用（変更）承認書

令和 年 月 日

様

蓮田白岡衛生組合管理者

令和 年 月 日付で申請のありました蓮田白岡衛生組合マスコットキャラクターの使用（変更）については、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

- (1) 蓼田白岡衛生組合マスコットキャラクター使用（変更）申請書の申請内容どおりに使用すること。
- (2) 「蓮田白岡衛生組合マスコットキャラクター『げんちゃん』使用取扱要綱」を遵守すること。

2 承認番号

第	号
---	---

様式第3号（第7条関係）

蓮田白岡衛生組合マスコットキャラクター使用変更申請書

令和 年 月 日

蓮田白岡衛生組合管理者 宛て

申請者 住所

氏名

印

(法人の場合、事業所の所在地、名称及び代表者氏名)

承認番号 号の内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

(変更内容)